



かくし条例 県政報告

明日に向かって元気でやるよ！

Vol.5

平成25年2月発行

発行：自由民主党
富山県議会議員会

「かくし条例

旧年中は大変お世話になりました。

自民党の掲げた「日本を取り戻す」というスローガンには、国家の誇り、日本人としての誇りを取り戻し、地域や家族の絆をより強固なものにしていくという強い思いが込められています。

現在は周辺諸国との領土をめぐる問題や経済対策など、迅速に対応・解決しなければならない課題が山積しており、新政権のリーダーシップに期待しています。

また、自民党結党の理念でもある憲法改正も重要課題だと考えてます。憲法改正と zwar 9 条を思い浮かべがちですが、そもそも現行の憲法は私たち日本国民が自ら定めた自主憲法ではありません。

今一度、日本という国の理念ともいえる憲法を私たち日本国民の手で改正するということは、日本人の誇りを取り戻すという観点からも重要です。憲法改正について、みなさんと一緒に議論を深めていきたいと思います。

この政権奪還を機に、改めて日本の在り方と政権与党の責任の重さを認識するとともに、私自身も自民党の一員として、一層政治や地域の皆様と真摯に向き合っていく所存です。

議員としての任期も折り返しを迎ますが、真っ直ぐに、妥協をせず、信念を貫く——、その姿勢を忘れず、邁進いたします。最後になりましたが、皆様にとつても飛躍の一年となりますよう祈念申し上げます。

富山県議会議員
奥野 淑子

今冬特別委員会

12月定例会

境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止等の森林が有する公益的な機能をいつとあることから、森林整備と地球温暖化防止効果とは密接な関わりがあることが示されています。

『森林整備と低炭素社会の実現について』

PICK UP

富山県では平成19年4月から、特別税として「水と緑の森づくり税」を導入。県民ひとり当たり年間500円（企業は資本金等によって決定）を負担しており、里山整備や森林ボランティア活動支援、森林環境教育に使われています。当初5カ年の予定で導入されましたが、今年度から5年間の延長が決定しています。

農林水産部長

Q. 里山整備等の森づくりに携わるボランティア団体の活動状況について問う。



富山県が実施している森林整備のうち、主に里山整備については、県民参加の趣旨のもと、多くの団体、個人の方々が携わっているが、実績はどうか。また、それらの団体に対し資金的な援助や機材等の支援状況と今後の支援拡大を要望する。

PICK UP

Q. 里山などの森林整備による地球温暖化防止効果についてどのような期待をしているか。

「富山県森づくり条例」第2条1には、「森林の公益的機能を持続的に發揮させるため、森林を守り、または育てる」と記されています。この森林の公益的機能について第2条2に、「県土の保全、水源のかん養、自然環

農林水産部長

A. 県では地球温暖化対策を推進するために、「富山温暖化ストップ計画」を策定している。

その中でも、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標を7・9%と掲げており、そのうち森林整備による効果として4・5%を削減する目標を立てている。国の造林補助金や森林整備林業再生基金などを活用して森林整備を進めながら、森づくり税を活用しての里山や混合林整備など多様な方法で森づくりを進めたい。

農林水産部長

Q. 県民の環境意識向上のため、地球温暖化防止対策のひとつとなる森林吸収源の効果を数値化すべきと考えるがどうか。

知事

A. 森づくり事業による効果を、仮に1haあたり年間9tの削減効果があるとして数値化すると、平成23年度の里山林、混交林の整備面積303haは、2,700tの二酸化炭素が固定化されることになる。国の補助事業等による森林整備は2,200haあり、約19,000tが固定化されたことになる。ただし、数値化について他県では事業の効果として活用していない。

農林水産部長

Q. 県事業の成果や効果について、県民へのわかりやすい説明が必要であると思うが、所見を問う。

県民が納税の効果を実感できなければ、県民の行政に対する信頼や期待は薄まつてしまつ。活動実績だけではなく、当初設定した事業の目的に対する評価が必要である。

A. 納税者である県民にわかりやすくお知らせするのは大変重要である。新元気とやま創造計画でも、PDC.Aサイクルのマネジメントの一環として、毎年度政策評価、事業評価を行い、県のホームページ等で公表してい

Q. 国内クレジット制度とJ-VER制度の県内自治体や企業の取り組みに対する県の支援状況はど
うか、あわせて問う。

PICK UP

A. 国内には2つの制度があり、国内クレジット制度、J-VER制度（オフセット・クレジット制度）ともに、事業によって削減または吸収できる二酸化炭素の量を算出し、その削減量や吸収量を売買するもの。国内クレジット制度は、経済産業省、環境省、農林水産省が管轄しており、中小企業等の低炭素投資を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進することを目的に、京都議定書目標達成計画のもと、運用が開始されたもので、認証されたクレジットは、主に大企業が自主行動計画の目標達成のために活用できます。J-VER制度は、環境省が管轄しており、国民運動の展開を目的に、国内における排出削減・吸収の取り組みを一層促進するため、国内プロジェクトの排出削減量、吸収量をオフセット・クレジットとして認証し、主にCSR活動の一環として購入されています。



生活環境文化部長

A. 国内クレジット制度では排出削減事業としては、立山町1件、民間企業3件の計4件が実施されている。効果としては、国の認証を受けて発行されたクレジット量は合計1,582tである。一方J-VER制度では、排出削減事業として、企業1件、森林吸収事業として、富山市1件の計2件が実施。クレジット量は、合計4,583t。県は、富山市の森林吸収事業の検討委員会に森林政策課が参加し、資源調査や事業計画の策定等の助言を行った。

Q. 新クレジット制度への移行に伴い、県として制度に参画する団体への支
援を検討すべきと考えるがどうか。

PICK UP

国内クレジット制度の課題は、中小企業が当該事業の設備投資に対して、発生するクレジットの換金が供用開始の翌年度からとなるため、融資・返済面での負担が大き

きいことが挙げられます。J-VER制度の課題は、売り手と買い手のマッチングができず、認証されたクレジットの在庫量が増えています。国は両制度の課題を解消し、より使い勝手のよい制度とするため、平成25年度から制度を一本化し、新クレジット制度として再スタートさせることを決めています。

生活環境文化部長

A. 新制度の基本的な方針は、現行制度の優れている点を取り入れ、多様な主体が参加可能で使いやすい制度にすると伺っています。地球温暖化対策は国全体で取り組む課題であり、まずは県内の企業や団体等も参加しやすい適切な制度を国に設けてもらうことが第一であり、県の対応は、新制度の内容を見て検討したい。

Q. 具施設におけるペレットストーブの導入について問う。

PICK UP

A. ペレットストーブとは、間伐材等を原料とする木質ペレットを燃料とするストーブのこと。ペレットの燃焼による二酸化炭素は樹木に吸収され、その樹木がまたペレットの原料になることで、大気中の炭素量を増やさないというカーボンニュートラルの考え方から、ペレットは二酸化炭素排出量ゼロの地球上にやさしい燃料とされています。



農林水産部長

A. 県内では、市町村等の公共施設で50台、個人住宅でも約100台が導入されている。ペレットストーブはコストや維持管理面で課題もあるが、平成22年4月に木質ペレット工場が稼働したことや、森林整備や県産財の利用促進の観点からも、森林整備林業再生基金を活用し、希望する市町村の公共施設のペレットストーブ導入の支援をしている。県では今年度、立山町の林業普及センターにモデル的に2台の設置を予定しており、設置拡大はこの2台の使用状況を調査した上で、教育委員会や他部局にPRして導入要望を取りまとめたい。

県民の目に触れる場所での導入で、普及のPRをしていきたい。

Q. 学校へペレットストーブを導入すれば、環境教育の面などでも効果についてどう考えるか。

PICK UP

焚火の禁止やオール電化の普及から、家庭で火を身近に感じることがない子どもが増えており、なかには炎の絵を描くことができない子どもや火の扱いを知らない子どもの増加が懸念されている。

教育長

A. 県内では、5校の小学校の図書室や集会室に7台のペレットストーブが導入されている。これらの学校ではバイオマス燃料の特質を学ぶ他、実際に炎の様子を観察するなど環境教育の一環としても活用されている。県教委としては、各市町村に対してペレットストーブの導入に活用できる、エコスクールバイロットモデル事業の国庫補助制度や県の森林整備林業再生基金事業を周知して、環境教育に活用できる学校施設の整備を推進していきたい。



Q. 環境・エネルギー先進県を掲げる富山県の将来ビジョンについて、所見を問う。

知事

A. 県では地球温暖化も含めた環境保全のために、県民参加型の森づくりやレジ袋無料配布の廃止などを実行している。小水力発電の導入は全国トップクラスである。また、住宅用太陽光発電の導入支援、メガソーラーの推進、国連NOWPAPへの支援として環日本海地域を視野に置いていた青年向けの環境体験プログラムといった国際環境協力も行っていく。今年度はとやまメガ節電所プロジェクトの展開や、白熱電球から省エネ電球への交換を呼びかけるキャンペーンを実施した他、地球温暖化防止県民大会では地球温暖化が県民生活に与える影響を考えるシンポジウムも開催した。さらに平成27年には全国豊かな海づくり大会があるので、改めて森づくり活動を充実させる。

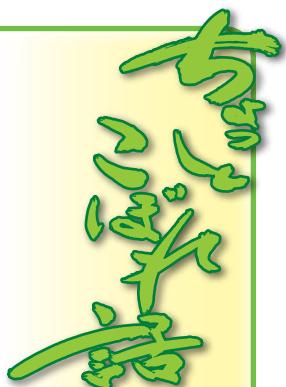
河川、海岸の清掃、藻場の再生など、森、川、海の環境保全活動など、県民、企業、大学と、いろいろな分野の方と力を合わせて、環境エネルギー先端県づくりに取り組んでいきたい。

12月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.toyama.jp/section/0100/>

3月8日(金)10時から、一般質問にて質問いたします。

インターネットで見れます。



今回のこぼれ話は、議会の質問はどうやって作られているの?というお話です。本会議場で行う質問には、代表質問と一般質問の二種類があります。そのうち、今回は代表質問についてご紹介していきます。

代表質問は、4人以上の議員が所属する会派にのみ権利が与えられている、その名の通り会派を代表して行う質問です。私が所属する自民党会派には29名が所属しており、5つの部会に振り分けられています。(企画財務、経済建設、農林水産、福祉環境、文教公安の5つ)

部会ごとに取り上げたいテーマを挙げ、議論を深める中で項目を絞り込み、会派の政務調査会へ提出します。政務調査会は提出された5部会の案をさらに絞り込み、代表質問へとブラッシュアップしていくます。

自民党会派の代表質問が、取り上げるテーマのバランスが良く、高い専門性と鋭い視点で展開されているのは、部会と政務調査会における議論を経ているからなのです。本会議場での代表質問はその集大成であり、数か月前から準備が始まっているのです。

Facebook、Twitterはじめました！

連絡先

議員事務所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

〒939-8073 富山市大町282
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail:okuno.eiko@lime.plala.or.jp